

子育て支援における一人ひとりへの支援のための一考察

－支援の類型化と個別化へのアプローチ－

市 東 賢 二
SHITO Kenji

要約

子育て支援をはじめとした社会福祉学の領域における対人援助及び支援において、利用児・者一人ひとりへの支援が求められることはいうまでもない。しかし、一方では社会保障としての社会福祉サービスの対象は類型化せざるを得ないという両義性が厳然と横たわる。実際の利用児・者一人ひとりへの対人援助及び支援は、その技術の伝達や修得が個別の支援を必要とされながら、既知の技術をコーディネートすることによって成立する。技術の性格としての公開性によって支援の個別性は制限を受けるからである。そうした中で、利用児・者一人ひとりへの支援を実現するために必要なことについて考察する。

キーワード：一人ひとりへの支援、支援の類型化と個別化、原理的公開性、現実的公開性、主観の客観化

はじめに

保育あるいは子育て支援をはじめとした社会福祉学の領域において、対人援助としてのケアの個別化、つまり一人ひとりへの支援を実践しようとしているのと同時に、社会保障サービスとして支援の対象者を類型化するという両義性は否定しきれない。社会保障制度としてその保障対象を限定するためには、一定の基準を設ける必要があり、それは一人ひとりの人間の状況を条件や属性に応じて支援の範囲を定め、類型化せざるを得ない¹。しかし、実際の支援は一人ひとりの実情に応じてその内容が変化、変容することは当然のことであり、無視することのできない現実である。

またそうした現実的な支援を支える知識や技術という側面では、支援する専門職の知識や技

術が利用児・者一人ひとりへのかかわりを基にしているがゆえに、万人に適用できるtechniqueとしての技術として構築、継承することが難しい。しかし他方、一人の専門職の対応するケースは、一人ひとりの利用児・者に対応しているとはいえ、その対応の仕方については専門職個人の限定された経験や知識・技術に応じたものになってしまうために、一定のやり方を踏襲してしまいやすい。

このことは社会保障制度の適用が示す類型化という問題とは別に、専門職の利用児・者への支援の得手不得手、好き嫌いによる偏重という問題を引き起こす。当然この専門職による偏重という問題は、実際の支援の中心人物を専門職としてしまうため、利用児・者一人ひとりへの支援を専門職が支配するという弊害を引き起こす。しかしまた、専門的な知識や技術を持たない利用児・者は専門職の持つそれに頼らざるを得ない。

こうした背景を基に、保育及び子育て支援における利用児・者一人ひとりへの支援を実現するために必要なことは何か、考察してみよう。

1. 対人援助の社会的・制度的側面と個人的・個別的側面

対人援助は多かれ少なかれ、必ず社会的制約あるいは社会的背景や根拠を持つ。このことを無視して対人援助を語ろうとすることは、絵に描いた餅になりやすい。それは文化や風習といった人間の生きる姿の社会性、つまり役割や言語、それに伴う思考や行動の様式などを無視できないからである。全く制約のない人間を支援の対象と捉えようとするれば、そもそもわれわれとは言葉すら通じない、感覚の共有すらできない相手を想定することになるだろう。実際にはそんなことはあり得ない。まだ自分とは共有できていないだけで、相手は自らの所属する社会の制約や背景、根拠を持つし、同様に自分も相手にそれを伝えられるだけ吟味されてはいないが、自分の属する社会の制約や背景、根拠に基づいた行動をしている。

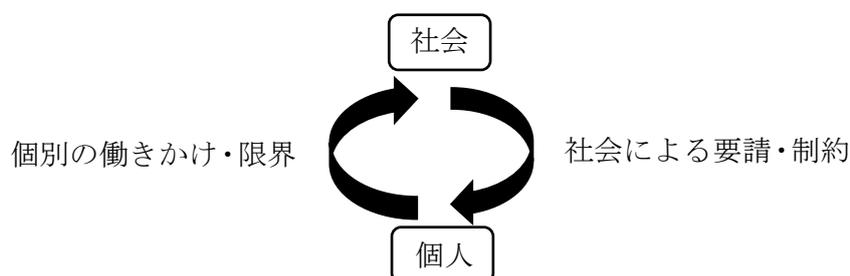


図 1 個人と社会の相互作用イメージ

しかしまた、一人ひとりの人間が、そうした社会性の命令に従うだけの存在であると捉える必要もない。一人ひとりの人間の営みが社会へと働きかけ、社会自体が変容していくということも事実である。また、一人ひとりの人間の発想や行動にとってできることには限界もある。

しかしそうした限界が、時代の流れや社会の変化に伴う要請によって超克されていくということもある。こうしたことは、これまでの様々な科学的、あるいは社会的な発明や発見の歴史を見れば明らかで、ある人の不断的努力や決断が、それ以降の社会を変容するといった例は多い(図1)。それは、ある人の生み出した努力や決断の結晶が、**technique**となることによって社会的に普及するからである。そして、それが役割や業務として認識されることで、専門職の選択肢となる。それがさらに一般に普及することになれば日常的な技術にもなる。このことは技術の基本的な性格の一つである、技術自体の原理的あるいは現実的な公開性ⁱⁱの問題である。保育や介護あるいは相談支援といった社会福祉学の領域のみならず、医療や教育においてもそれぞれの専門職は、当該の学部や学科を修了するか国家試験に合格するなどしてその専門的な知識や技術を習得する。座学だけではなく実習やインターンシップなどを活用し現実的な知識や技術が習得される。その意味でも対人援助の領域においても、技術は公開されている。しかし、当然のごとくハウ・ツーにはなりにくい。それは利用児・者一人ひとりを相手にするからで、つまり相手はその都度違うから、同一のやり方として伝達しにくいのだ。このことが対人援助の技術を**art**と表現する理由の一つであろう。しかしそうであっても、その一つ一つの技術は原理的には公開されているといえる。

通常支援の現場で、あるいはスーパービジョンやカンファレンスにおいてどのようなかかわりがあったのか、そこではどのような働きかけを行い、振舞ったのか。具体的な支援を通して原理的には対人援助の技術も公開されている。しかし、こうして公開された技術が現実的に継承されるかといえば、応といいにくい。先にも指摘したとおり、利用児・者一人ひとりへのかかわりが、他の人とのかかわりと同じかどうか、あるいは同じでよいかどうか。あるいは技術を公開してくれた専門職を取り巻く環境と継承しようとする専門職の環境は同じであるかどうか。残念ながら、こうした意味で、対人援助の技術は原理的公開性と現実的公開性の間に溝があると言わざるを得ない。

こうした技術の公開性という問題は、技術の用い方を理解するために必要なことであるが、現実的な公開性のうちにある技術は、その道具的性格からうまく使いこなすこととして活用される。うまく使いこなすためには、技術を用いて目の前の出来事に働きかけ、因果に基づき正しく結論へ導くことが必要である。

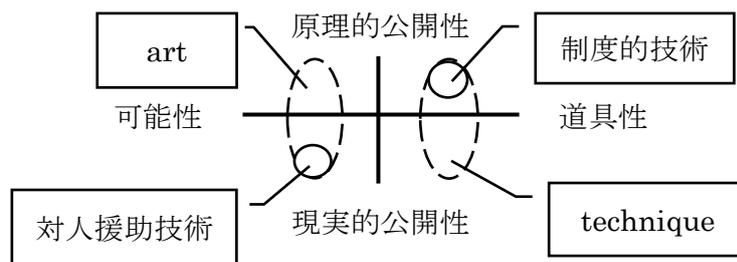


図2 技術の性格イメージ

しかし一方で、正しく期待された結果へと導くことだけが技術ではない。このことが原理的に公開されているが、現実的に公開されているとは限らず、特定的手段に伴う結論の現出を超えていく可能性としてのartとしての技術の性格を表している。つまり、働きかけた先の出来事あるいは可能性としての将来への見通しを含めた技術の意味がある。この見通しには潜在的、顕在的な可能性が含まれており、予定調和としての想定された結果を導くとは限らない。結論あるいは結果を確定できないため現実的な公開性を担保しにくく、道具的性格を發揮しにくい技術でもある(図2)。

道具的性格の強いあるいは強くなった技術は、社会への働きかけや影響力も強く、制度的性格を持つことになるが、その制度的意味を帯びるがゆえに社会的な制約も受けやすい。例えば対人援助の領域における専門職の用いる技術にもある種の技術は、技術独占として専門的な資格や免許に制限される。しかし、こうして用いられる技術もまた、現実の対人援助場面で用いられることでartとしての側面を含み、新たな見通しを獲得していくことになる。

2. 状況に応じた支援のための情報収集とその活用

こうした技術を獲得あるいは修得するためには、そもそもその技術を知らなければならないし、状況に応じて学ぶ機会を得る必要がある。それが研修の機会や、専門職同士の情報共有やスーパービジョンである。これらのことは以前であれば向上心や自己研鑽、あるいは自助努力といった言葉で表されてきたであろうが、そうした自己の感覚や意識だけでは済まされなくなってきている。様々な職種において資格や免許の更新研修をはじめとした法定研修が実施されるようになったのも、無関係ではあるまい。

考えられる大きな理由の一つに、知識や技術の偏向あるいは偏重があげられる。専門職が自らの知識や技術、あるいは努力に対してプライドを持つということは重要なことであるが、これらは一歩間違えれば専門職自身の自己防衛を助長してしまう。こうしたことへのカウンター・パートとなっているのがインフォームド・コンセントやインフォームド・チョイスである。これらを実践するためには利用児・者や家族が同意できるだけの説明力や解説力、同じく利用児・者や家族が選択できるだけの情報提示や説明、解説する力量や技術が求められている。

現在のような高度情報化社会では言うに及ばず、ある人が何らかの行動を起こそうとすると、意識的であるかどうかを問わず、すでにその人にある知識(情報)や技術に制約されやすい。現在のような高度情報化社会に至る以前も同様であったが、ある人が未知の現実に出会うとき、その現実に対応するために今までとは違う方法を模索したりもするが、何とか持てる知識(情報)や技術で何とかしようとしてしまう。自分にとっては未知であるが、既にそうした現実を知っている人がいれば、その人を頼る。他人の知識(情報)を我がものとすることで未知の現実に対応しようとする。現在ではこうしたことが、情報化社会を頼ることによって成立しやすい

ため、自ら何とかしようとする機会も減っているかもしれない。インターネットの検索に頼る現在の情報収集は、他者の知識(情報)に頼ろうとする従来の仕方と、根本的には変わらないようにも見える。

しかし、自分で何とかしようとするにせよ、他人の情報に頼ろうとする仕方にせよ、インターネットに頼ろうとする仕方にせよ、どちらも必ずその情報の適否や正否を吟味する必要がある。情報の信頼性の問題と情報の活用の問題である。当然信頼性の根拠や活用の目的など明らかにしなければならないことがある。こうして収集した情報を基に支援を進めていくことになる、つまり情報を活用することとなるわけだ。

こうしたプロセスとしての支援を展開していくにあたり、現在の社会性がルール化された資本主義経済あるいは大量消費社会の手法が大きく影響している。さらに言えば、情報化社会といわれる現代においても、そもそもその情報はどこにあるのかという問題がある。ビッグデータ³という言葉もあるが、個人がおいそれと利用出来るとはいえないし、地域や利用児・者個別のニーズに適用できるかどうかも疑わしい。なぜなら、データである以上、そもそも収集する目的や対象が定められているはずであるし、収集したデータを相互に関連させて吐き出されたものもあるが、利用するべくデータの読み取りを個人が行うことは難しいだろう。さらに政府が主体となったビッグデータはオープンデータとして公開を進めているが、それぞれの地域において個別の支援を展開しようとする専門職の求めるデータが探せるかどうかは不明である。また個人が主体となるデータについても個人から企業へと提供されるデータであることから、個別の利用は難しい。せいぜいがインターネットの検索エンジンから、個人的な発信を含む有象無象な情報を閲覧するにすぎないだろう。

しかし、こうした知識や情報の活用の問題にも公開性の問題がついてまわる。インターネット上に公開されたものをはじめとした、抽象化され概念化された情報が現実的に公開されているとしても、そうした知識や情報を支える一人ひとりの体験が公開されているとはいいがたい。近年では動画などの映像を伴う知識や情報として公開されているものもあるが、こうした現実的公開性が一人ひとりの体験としての知識や情報を原理的な公開性として担保しているとはいいがたい。体験としての知識や情報はあくまでもその人が行うということにおいて成立しており、他者のそれと同義であるかどうかは検証や確認が必要になるからである。あくまでもここで現実的な公開性として示されているのは限界としての擬似体験としての知識や情報である。こうした知識や情報が氾濫しているということは、そうした知識や情報の取捨選択をする必要があり、対人援助においてはその都度必要性を判断するということが必要になる。

こうしてみれば、高度情報化社会とはいえ情報をいかに取り扱うのかということの基本的性格は従来とあまり変化していない。情報の適否あるいは正当性は一定の根拠をもって語られる必要があるし、根拠のない、あるいは根拠の覚束ない情報は発信する人間の信用にかかわるこ

とである。特にそれが専門職や管理職であれば、その責任は重大である。情報の確からしさを担保することが求められる。そうした意味では、ICTを活用したものであろうが噂の類であろうが、活用という方向性をもって初めて情報は意味を持つともいえる。情報というツール(道具)を何のために、どのように活用するのかを見定める必要がある。

3. 一人ひとりへの支援のための判断—主観の客観化と専門化

利用児・者一人ひとりの状況に応じた支援を展開するためには、情報収集とその活用は必須である。しかしこの情報の収集と活用は連続することが望ましいのだが、その意味は全く異なる。特に現在のような情報化社会において情報は、いわば水や空気のようにどこにでもある。しかし、同時にどのようなものであるかは吟味しなければ分からない。情報の中にはうかつに口にすれば命にかかわるようなこともある。一方で活用とは誰が、あるいは誰のために活用するのかという方向性の問題があり、活用の仕方については、活用する人の意図に任されておりその方法の吟味はかなり難しい。

この吟味の難しさは、情報自体の取り扱いの難しさというよりは根拠の客観性に伴う難しさである。情報自体は必ず誰かが発信し、それをまた誰かが受け取るというやり取りを介して得られる。しかし、発信者には発信者の、受取り活用する者にも同様に、お互い合致しているとは限らない意図がある。情報の活用ということに着目するならば、発信者の意図を無視して、あるいは誤解や曲解していても情報を受け取り、活用することができる。受け取る情報を選択する基準は、活用したい場面に適しているかどうかはもちろん、好き嫌いや手っ取り早いことなど様々である。誰にとっても同様に理解できる客観性そのものとしての基準が存在しない以上、こうした主観的判断が含まれることは致し方のないことである。というよりも、むしろ主観的な判断を排除できると思い込むことのほうが危険である。

主観的であることを否定しようとする、あるいは数値的なデータのみが正しいとすること、または自ら体験したことのみが正しいとすること、これらはすべて主観主義といい。一つ目と二つ目は客観的な理解を求めるときにやっと思いがちなことではあるが、主観的であることを否定しようとし、数値的なデータが正しいとすることには主観が関与しており、その判断は主観のみによってなされてしまいがちである。このことの厄介さは主観によって判断しているその人自身が、自身の主観を排除できていると信じてしまっていることであり、ある意味での欺瞞を正しさとしていることである。

その意味では、主観を排除しようとするをやめ、主観を客観化するというプロセスの必要性を知ることが重要である。主観を客観化するとは、一つには主観的判断の根拠を明らかにすることであり、さらにはその根拠の確からしさが判断できることである。この根拠の確からしさとは、根拠の公平公正さが判断できることであり、必ずしも多くの人がそう信じていると

ということとは合致しない。近年では俗説やエセ科学と呼ばれるものも散見される。身近なところではダイエットにかかわることやころにかかわることに見られるようだ。水素水や夢分析などはその代表例であろう。井戸端会議程度のことであれば、さほどの問題はないだろうが、専門職が専門性を発揮する場面で、まるで科学的根拠を持つことであるかのように語れば、それを根拠にした専門職自身が、その専門性を問われることになるだろう。同様に管理者がそれをすれば、管理能力を疑われても致し方ない。改めて体験主義的主観主義の危険性を認識する必要がある。

客観化のプロセスに必要な根拠の確からしさは、情報を受取り活用する専門職の責任、もしくは支援するための具体的な行動にかかっている。専門職自身が主観的判断から主体性を放棄してしまえば、主観を客観化するということが自体が雲散霧消してしまう。専門職にとっては主観を客観化するということが、主観を専門化するということでもある。主観を専門化するためには、利用者を理解しようとする、支援のためにアセスメントし、プランニングすること、自らが利用児・者を支配していないか検証できることなど、主観を吟味し鍛える必要がある。その意味では専門職は自らの主観をトレーニングすることが重要である。自らの経験年数や吟味を経ない自らの体験に依拠する判断こそが専門職をして主観主義の牢獄へつなぎとめるのである。こうした主観主義はその専門職の主観に捉われるがゆえに利用児・者のニーズを覆い隠してしまいかねない。主観を専門化し客観化するプロセスにおいて、利用児・者と向き合うことが必要なのであり、理解することを通して主観を鍛える必要がある。

そうした鍛えられた専門職の主観は、単なる経験主義、思い込み、分かったつもりになることなどから自由になる可能性を獲得するとともに、利用児・者本人も気づかなかったニーズを見通すことを可能とする。専門職にとって主観を専門化するということが、目の前の利用児・者の最善の利益に資するために、その知識や技術を用いることであり、専門職自身の都合のよさのためにその力を振り回すことではない。

4. 対人援助はオーダー・メイドかイージー・オーダーか

こうした支援のための情報収集や判断を捉えるとき、その支援を構成するプランはどのように捉えられるだろうか。利用児・者一人ひとりのための支援であり、そこには多くの場合家族あるいは家庭が影響しており、それぞれの状況に応じた支援を構成する必要がある。ここで、利用児・者の状況に応じた一人ひとりへの支援とはどのように可能になるのか、次のような問いが発せられることになる。それは状況に応じた一人ひとりへの支援とは、オーダー・メイドかイージー・オーダーかということである。利用児・者一人ひとりを理解し、寄り添い、支援するということから、当然オーダーメイドに決まっているといたいところであるが、それは可能なのだろうか。

社会福祉としての支援制度は、社会保障制度として成立し、法的根拠をもって様々な支援が展開されている。その一方であくまでも制度や法として成立している以上支援の内容や展開は一定の類型化から逃れることはできない。貧困線によって支援の対象を定めていた時代から、支援の内容は多様化しつつあるとはいえ、その多様化は縦割りの領域的支援を生み出した。あるいはその領域の狭間にいる人々への支援あるいは重複した領域にまたがる人々への支援をいかにするのかという問題も発生し、包括的あるいは総合的な支援の展開が求められるようになったということは、社会福祉の歴史を紐解けばすぐにわかることである。

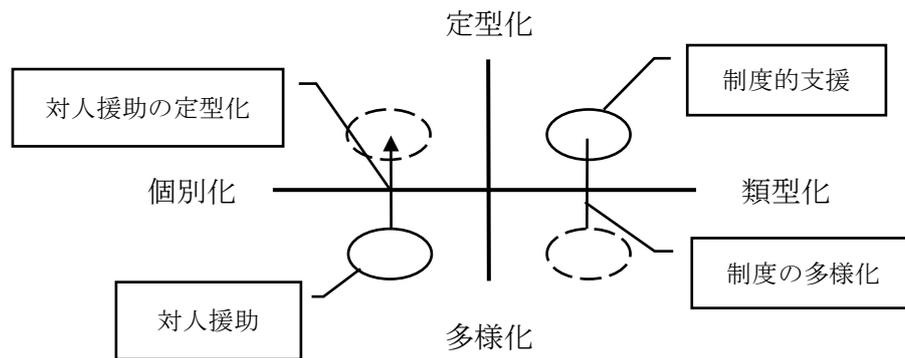


図3 制度と支援イメージ

その一方で、利用児・者を取り巻く状況や環境は様々で、一人ひとりの状況に応じた肌理の細かい支援が求められている。つまり、制度や法により規定される支援の姿はハードを中心として類型化され、それぞれが定型化されることで規定されている。しかし、実際の対人援助の現場では、利用児・者一人ひとりを理解し支援するという視点から個別的な対応が求められている(図3)。

しかし、支援を完全にオーダー・メイドするということはどういうことだろうか。例えば、福祉用具を利用する際に、個別の体形や障害や不便さの程度などに応じて調整することで一人ひとりの利用児・者に対応することができるだろう。あくまでも調整できるものを選べば、あるいは調整できる範疇で、といった具合に限界はある。例えば車いすのねじ一つ車輪のリム一つから作り出すということは、あまり現実的ではない。カタログに載っている様々な車いすの中から適切なものを選び出す必要がある。カタログや車いすに対する知識がなければ、目の前に置いてあるものしか選べないかもしれない。

つまり、基本的には一人ひとりに応じた支援を構築するとしても、完全に一から作り出すことは難しい。当然、地域にない社会資源でありながら、多くの人の利用する可能性のあるものであれば、地域の協力を得て社会資源を創出することもあるだろう。しかしそれは、他の利用児・者の活用や他の運用が見込めるからこそ地域課題として社会資源の創出につながる

のであり、一人の利用児・者のための社会資源の創出とは言い切れない。一人の利用児・者のために創出した社会資源が、潜在的な他の利用児・者を顕在化させることはあるだろう。しかしそうしたことは、いつでも起こるとは限らない。糸や生地から選んでスーツやドレスを作り出すようなオーダー・メイドの支援を構築するのは難しい。尤もこのオーダー・メイドですら糸や生地を「選ぶ」のである。

こうしてみれば、一人ひとりの利用児・者や家族、家庭の現実に適した制度や法を実現するためには、類型化せざるを得ない制度や法を多様化する現実に対応するべく働きかける必要があるだろう。一方で一人ひとりの利用児・者の現実的な必要性に応えるべく、個別的な支援を実践してきた対人援助の現場において、実際上限られた社会資源を適切に選択し、組み合わせることが求められてきた。しかしこの選択と組み合わせは、支援の現場の専門職の知識や情報に左右されやすい。この知識や情報が常に洗練され、更新されていけば、選択肢も増えより一人ひとりの必要性に応じることが可能であろう。完全なオーダー・メイドは難しいにしても、選択肢の豊富さによっては肌理の細かいイージー・オーダーも可能であろう。

問題は、この選択あるいは選択肢にある。対人援助の専門職といえど人間である。一人ひとりの利用児・者への支援ということはわかっている、一定の作業が繰り返されれば、その作業＝支援は定式化しやすい。つまり、プロセスから結論に至るまでの工程をtechniqueとしての技術に落とし込むことによって、知らないうちに同じ行動をしてしまう。そこでは選択肢はあっても、活用されない。専門職にとって馴染みの、協働しなれた相手を選んでしまうからである。これが特に悪いというわけではないが、やはりその判断が客観的、あるいは専門化されたものであるという根拠は必要である。主観主義に閉ざされた判断では困るわけで、これを知らないうちに行えば、利用児・者を専門職の引いたレールに乗せてしまうことになる。それは利用児・者を専門職が支配や操作しているのと同じことになってしまう。専門職の思い通りの支援が必ずしも適切な支援とは言い切れないのはこの点にあるといつてよい。だからこそ、インフォームド・コンセントやインフォームド・チョイスが必要なのであり、一人ひとりの利用児・者の必要性に応じた支援を構成する必要があるのだ。

引用参考文献

総務省『平成24年度版 情報通信白書』

『平成29年度版 情報通信白書』

足立叡『臨床社会福祉学の基礎研究』学文社 1996

岡村重夫『戦後社会福祉基本文献集11 社会福祉学(総論)』日本図書センター 2001

ハイデガー, M. 『技術への問い』 関口浩訳 平凡社 2009

早坂泰次郎 『生きがいの人間関係学 信頼で結ばれる人間関係』 同文書院 1990

早坂泰次郎編著 『現場からの現象学』 川島書店 1999

注

- ⁱ 保育あるいは子育て支援の領域における社会保障は1971年成立72年施行の児童手当による金銭給付をはじめとして、1994年からのエンゼルプランによる保育所等の整備などが挙げられる。金銭給付は所得制限があるものの、その対象は子どもあるいは子育て世帯である。こうした保障の適用は年齢や第何子といった条件を基とした類型化が前提となる。
- ⁱⁱ 原理的あるいは現実的公開性について足立は、以下のように述べている。「人がある領域において専門家たりうるということは、そこでの知識や技術が少なくとも次の二つの条件において性格づけられているということの意味しているといえよう。その一つは、現代の専門的知識や技術の持つ『原理的公開性』とその確かさということだといえよう。」（足立 1996 p. 100）『『伝統的・職人的な専門的知識・技術』も、さらには『現代の一般的な専門的知識・技術』もそれらは各々にそのげんりてきこうかいせいのうむにかんしてはたがいいいしつであるが、それがともに『専門的』知識・技術たりえるためには、実はもう一つの条件を共に必要としているといえよう。すなわちそれは、それらがともに『現実的ないし事実上の非公開性』によって性格づけられているということである。…略…前者のそれは、知識や技術が、どこまでもその担い手の人間の経験や熟練の中に閉じ込められた、…略…ものであるがゆえに原理的にはもちろん、現実的にも、その道の素人にはだれしも近づきえないという意味での非公開性である。それに対して後者のそれは、その知識や技術が、各々『技術化』『世俗化』され、『知識化』『科学化』されることによって、その『原理的公開性』を確保しうするためには、それらは理論や概念の裏付けによる『抽象化』を必要するがゆえ、個別具体的な生活経験の中に生きる人びとにとっては現実的には容易に近づきえないという意味での非公開性であるといえよう。」（同上 p. 103）
- ⁱⁱⁱ ビッグデータとは「事業に役立つ知見を導出するためのデータ」（総務省『平成24年度版 情報通信白書』より）であり、「どの程度のデータ規模かという量的側面だけでなく、どのようなデータから構成されるか、あるいはそのデータがどのように利用されるかという質的側面において、従来のシステムとは違いがあると考えられ」（同上）しており、「多くの部門において、数十テラバイトから数ペタバイト（a few dozen terabytes to multiple petabytes）の範囲に及ぶ」（同上）とされている。そしてまた、そのデータの生成を「個人・企業・政府の3

つの主体が生成しうるデータに着目し、大きく以下の4つに分類」（総務省『平成29年度版情報通信白書』より）している。それは「1）政府：国や地方公共団体が提供する「オープンデータ」、2）企業：暗黙知（ノウハウ）をデジタル化・構造化したデータ（「知のデジタル化」と呼ぶ）、3）企業：M2M（Machine to Machine）から吐き出されるストリーミングデータ（「M2Mデータ」と呼ぶ）、4）個人：個人の属性に係る「パーソナルデータ」（同上）の4つとされている。